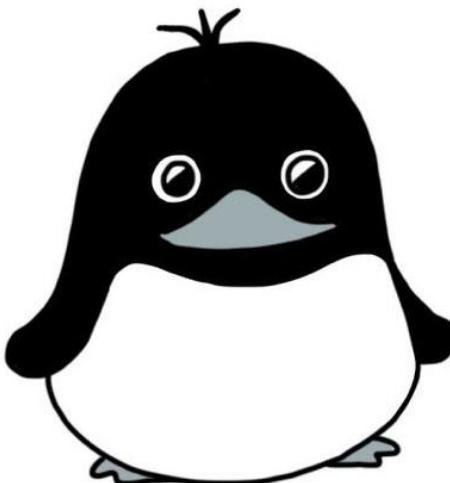


かまくらし
鎌倉市

ほ ご 生活保護のしおり

～ 生活保護の相談をされる方へ ～



わたし
私たちは、様々な事情で収入が減ったり、無くなったりして生
活に困ることがあります。生活保護は、このような時に、最低限度
の生活を保障するとともに、生活の自立を支援する制度です。
生活保護が必要になる可能性はどなたにもありますので、ためら
わずにご相談ください。

かまくらし ふくしじむしょ
鎌倉市福祉事務所

1 生活保護利用までの流れ

(1) 相談

面接相談員がご事情をお聞きし、保護を受けるための要件や利用できる他の制度などについて説明します。相談内容や個人の秘密は固く守りますので、安心してお話しください。なお、電話での相談もできます。

(2) 申請

生活保護はどなたでも申請できます。ただし、申請は本人か同居の親族または扶養義務者等で、原則として世帯単位となり、一部の世帯員だけが生活保護を受けることはできません。なお、暴力団員は保護の要件を満たさないため、生活保護を利用できません。



(3) 調査

生活保護は、最低限度の生活維持のために、資産・能力・その他あらゆるものを活用することを要件とするため、各種の調査を行います。

【実地調査】 ケースワーカーがあなたのお宅を訪問して、生活状況を確認します。

【資産調査】 銀行や郵便局、生命保険会社などに預貯金や生命保険などの資産の状況を確認します。売却や活用できる資産がある場合には、生活費にあてていただくことがあります。(事情によって持ち家や車、オートバイなどの保有が認められる場合があります。)

【病状調査】 主治医を訪問してあなたの病状を確認することがあります。

【扶養義務調査】 親、子、兄弟姉妹などの扶養義務者から援助(可能な範囲)を受けることができるかを確認します。なお、DVや虐待など特別な事情がある場合、親族への確認を見合わせることがあるため、事前にご相談ください。

【能力の活用】 働ける能力があるかどうか確認します。

(4) 決定

生活保護の申請があってから、原則14日以内、遅くとも30日以内に決定内容をお知らせします。利用が決定した方には、担当のケースワーカーが定期的にご家庭を訪問し、自立に向けた支援を行います。



2 生活保護で受けられる費用の種類

- 1 生活扶助・・・食費・光熱費・衣類代などに充てる費用
- 2 住宅扶助・・・家賃(更新料など含む)・地代などにあてる費用
- 3 教育扶助・・・小・中学校の学用品代・給食費にあてる費用
- 4 医療扶助・・・医療費にあてる費用
- 5 介護扶助・・・介護費にあてる費用
- 6 出産扶助・・・出産にあてる費用
- 7 生業扶助・・・就職支度・技能習得・高等学校の授業料などにあてる費用
- 8 葬祭扶助・・・葬祭にあてる費用

※ 家賃が生活保護の基準額を超えている場合、転居していただくことがあります。

※ ひとり親家庭、児童養育者、障害児・者などの加算が付く場合があります。

※ 被服費、入学準備金、家具什器費、期末一時扶助、転居費用、住宅維持費など一時的な保護費が支給される場合があります。



3 基準となる生活費

世帯員の人数や年齢、生活状況に応じて、国の基準に基づく最低生活費が決まります。

最低生活費(国の基準)

○ **※世帯の収入** 不足 → 不足分を保護費として支給します

× **※世帯の収入** → 生活保護は利用できません

- ※ 働いて得た収入がある場合、一定額が控除されます。また、高校生のアルバイト収入のうち、進学費用など、自立に必要と認められれば、収入とみなしません。
- ※ お金に換えられる資産がある場合、資産の処分を優先して生活費にあてていただく場合があります。

4 権利と義務

権利

- 条件を満たせば、誰でも生活保護を利用できます。
- 保護費や保護の物品に税金がかけられたり、差し押さえられたり、また、正当な理由なく保護費が減らされたり、保護が受けられなくなったりすることはあります。
- 福祉事務所が決めた保護の内容に不服があるときは、県知事に対して審査請求をすることができます。

義務

- 働く方は、働いて収入を得るよう努めて、病気やけががある方は、治療してください。そして、計画的な支出などより良い生活が送れるよう努めてください。
- 家賃、給食や教材などは、それぞれの目的のために使ってください。
- 世帯員の状況に変化があった場合は、速やかに届け出してください。
- 資産を処分する。援助を申し出ている扶養義務者の援助を受ける、生活保護以外の制度等の利用など、福祉事務所の指導や指示に従ってください。
- 資産を処分し収入を得たとき、保険金や解約返戻金を受け取ったとき、過去にさかのぼって年金や手当、保証金などを得たとき、保護の変更により、決まった保護費より多くの保護費を支給されていたときなど、収入を得た時は、保護費の全部または一部を返していただきます。

〈生活保護のご相談・問合せ先〉

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号



かまくら おりな
鎌倉市福
祉事務所(生活福祉課)



0467-61-3972 (直通)

0467-23-3000 (代表)

0467-23-7505 (FAX)

seifuku@city.kamakura.kanagawa.jp

(月～金 午前8時30分～午後5時00分)